○北海道防衛局における公印に関する達

北海道防衛局達第9号 改正 平成24年4月6日 北海道防衛局達第3号 改正 平成27年10月2日 北海道防衛局達第10号 改正 令和2年3月30日 北海道防衛局達第4号 改正 令和2年12月21日 北海道防衛局達第5号 改正 令和3年3月29日 北海道防衛局達第4号

北海道防衛局における公印に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長山中美樹

北海道防衛局における公印に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第36号)第12条及び防衛省本省における会計機関の使用する公印に関する訓令(平成19年防衛省訓令第70号)第11条の規定に基づき、北海道防衛局における公印の名称、寸法、作成、登録、取扱手続及び管理、保管方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の寸法等)

- 第2条 公印の寸法は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 公印は、左横彫りとし、その書体は、てん書とする。

(公印の届出)

第3条 別表の公印を作成し、又は改刻した場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記様式第1により、公印作成(改刻)を局長あて提出するものとする。

(公印の廃止)

第4条 別表の公印を廃止する場合は、当該公印に係る官職にある

者は、別記様式第2により、公印廃止届を局長あて提出するものとする。ただし、改刻と同時に旧印を廃止する場合は、省略することができるものとする。

(公印の登録)

- 第5条 北海道防衛局総務部長(以下「総務部長」という。)は、 別記第3号様式による公印登録簿を備えるものとする。
- 2 総務部長は、第3条及び第4条に定める公印作成(改刻)届又は公印廃止届が提出されたときは、前項に定める公印登録簿に登録又は登録を抹消するものとする。

(押印)

- 第6条 公印の押印は、決裁済みの起案文書に基づいて、官職印に ついては当該官職にある者又はその指定した者、局印については 局長又はその指定した者が行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一定の字句及び内容の文書(小切手、国庫金振替書及び現金等の領収を証する書類を除く。)に公印を多数押印する場合において、支障がないと認められるときは、公印の保管責任者(以下「保管責任者」という。)は、その押印に代えて公印の朱色の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

(保管責任者)

- 第7条 保管責任者は、官職印については当該官職にある者、局印 については当該機関の長が指定した者とする。
- 2 会計機関において使用する公印の保管責任者の通知は、当該会 計機関の職にある者の定めるところによる。

(保管)

- 第8条 公印は、金庫その他保管の確実なところに格納し、保管責任者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。
- 2 第6条第2項の規定に基づき印刷された文書は、保管責任者が 別記第4号様式による公印印影印刷文書台帳を備えてこれを管理 するものとする。

(廃印の処置)

第9条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管理法(昭和

31年法律第113号)第10条第2項に定める物品供用官に返納するものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日北海道防衛局達第3号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成27年10月2日北海道防衛局達第10号)

この達は、平成27年10月2日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日北海道防衛局達第4号)

この達は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年12月21日北海道防衛局達第5号)

この達は、令和3年1月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月29日北海道防衛局達第4号)

この達は、令和3年4月1日から適用する。

別表 (第2条、第3条関係) 公印の名称及び寸法

部局名 規模	公 印 の 名 称	寸法 (ミリメートル)					
北海道防衛局	北海道防衛局の印	3 0					
1214721741177	北海道防衛局長の印						
	北海道防衛局次長の印	$\begin{bmatrix} 3 & 0 \\ 2 & 3 \end{bmatrix}$					
	北海道防衛局総務部長の印	2 3					
	北海道防衛局企画部長の印	2 3					
	北海道防衛局調達部長の印	2 3					
	北海道防衛局管理部長の印	2 3					
	帯広防衛支局の印	28					
	帯広防衛支局長の印	2 8					
	北海道防衛局防衛補佐官の印	2 0					
	北海道防衛局会計監査官の印	2 0					
	北海道防衛局総務部総務課長の印	2 0					
	北海道防衛局総務部会計課長の印	2 0					
	千歳防衛事務所長の印	2 0					
	帯広防衛支局次長の印	2 0					
	特別調達資金契約等担当官北海道防衛局長の印	2 3					
	特別調達資金出納命令官北海道防衛局総務部長の印	2 3					
	2 3						
	2 3						
	官署支出官北海道防衛局総務部長の印						
	歳入徴収官北海道防衛局総務部長の印	2 3					
	分任歳入徴収官帯広防衛支局次長の印	2 3					
	物品管理官北海道防衛局総務部長の印	2 3					
	物品管理官北海道防衛局管理部長の印	2 3					
	分任物品管理官帯広防衛支局長の印	2 3					
	分任物品管理官千歳防衛事務所長の印	2 3					
	契約担当官北海道防衛局長の印	2 3					
	契約担当官帯広防衛支局長の印	2 3					
	契約担当官帯広防衛支局総務課長の印	2 3					
	収入官吏北海道防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3					
	資金前渡官吏北海道防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3					
	資金前渡官吏帯広防衛支局総務課長の印	2 3					
	歳入歳出外現金出納官吏北海道防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3					
	歳入歳出外現金出納官吏帯広防衛支局総務課長の印	2 3					
	有価証券取扱主任官北海道防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3					
	有価証券取扱主任官帯広防衛支局総務課長の印	2 3					
	北海道防衛施設地方審議会の印	3 0					
	北海道防衛施設地方審議会長の印	3 0					

(別記様式第1)

文 書 番 号 令和 年 月 日

北海道防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 作 成(改 刻)届

の公印を次の理由により作成(改刻)したので、別紙公印登録簿の とおり、お届けします。

理由:

別紙:公印登録簿 枚

注:1 第3号様式は、公印1個ごとに2通提出のこと。

2 不要の文字を抹消すること。

(別記様式第2)

 文書番号

 令和年月日

北海道防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 廃 止 届 の公印を次の理由により廃止したのでお届けします。

理由:

別紙:公印印影票 枚

公 印 印 影 票

1	公	É	扣	名	
2	使	用音	部 課	名	
3	使	用	期	間	
4	印			影	
備				考	

(別記様式第3)

公	印	登	録	簿
		印		

1 使用部課等	名	
2 調製年月	日	
3 調製部課等	名	
4 使用開始年月	日	
5 官職又は機関	名	
6 押 印 者	名	
7 保管責任者	名	
8 登録年月	日	
9 廃止届出年月	日	
備 考	;	

注:8、9は、局総務課において記入すること。

(別記様式第4)

公印印影印刷文書台帳

印刷承認文書番号	計番号 印刷承認文書名	印刷部数	交	付	口	収	取扱担当者確認	備	考
т мезяко да да с			交付月日	交付部数	回収月日	回収部数			,